

作り上げられた非違行為

愛労委第5回証人審問

会社側証人が組合側から反対尋問を受ける



5月21日、第5回愛労委が開催されました。今回は、現場で非違行為をデッチ上げた担当助役3人が証言に立ちました。3人はいずれも人事課に言われるまま陳述書を作成した事などを証言しました。会社の都合の良いように事実を歪曲した陳述書である事が明らかになりました。

個人情報を漏洩する会社

第4回審問において個人情報を弾劾証拠として会社は提出しましたが、委員の賢明な判断により不採用になりました。その後、会社はその個人情報を証拠として再提出しましたが、私たちは上申書、陳述書で人権侵害であり、個人情報の漏洩であると反論してきました。結果、今回の審問で証拠としての効力はないことが決まりました。自らの利益のためには、人権侵害を犯しても個人の試験の点数を公表する会社に怒りが集中しました。

ストライキに合わせ非違行為を積み上げてきた会社

豆畑公昭中津川運輸区助役、長尾丈久神領運輸区助役、長島敏則運用課課員の3人は、それぞれ会社代理人からの質問には答えていましたが、組合側の質問には忘れた、記憶に無いなどと曖昧に答えるばかりでした。

会社側証人が記憶にないと言うことに対して、組合側から弾劾証拠を提出しました。このことにより主任レポートは、時には会社がお願いして書かせるもの、ある時は非違行為の重点項目に挙げるなど会社のちぐはぐな対応が明らかになりました。このことで会社は、ストストライキにあわせて非違行為をつくりあげていた事が浮き彫りになりました。

次回第6回愛労委は7月2日の13時30分からです。

会社側証人として下平伸一伊那松島助役、永田哲義岐阜駅助役が出席します。多数の傍聴をお願いします。